



県民の皆さんからの寄付金を原資とする「ファンド」を活用してNPO法人・ボランティア団体等が実施する地域課題の解決や緩和等のための事業・活動に対して助成します！

助成限度額

【新規・チャレンジ型】・【改善・リフレッシュ型】

◎NPO法人 20万円

◎ボランティア団体等 10万円

いずれも事業費の2/3以内

【若者・チャレンジ支援型】

◎学生ボランティア団体 5万円

事業費の10/10以内

ファンド助成金の3つの型を合わせて10件程度、総額約80万円の助成金に係る事業・活動を募集

令和6年度

富山県民NPO活動

支援ファンド助成金

募

集

事業・イベント支援

対象となる分野	選考方法
<p>「福祉、保健、医療」、「文化、芸術、生涯学習、スポーツ等」、「環境、国際交流、災害救援等」、「まちづくり、地域安全、振興」などの分野。</p>	<p>1次審査 書類 2次審査 公開プレゼンテーション ただし、「若者チャレンジ支援型」は1次・2次審査ともに書類選考のみです。 申請書には事業内容や見込まれる成果、目標値等を具体的にわかりやすく簡潔・丁寧に記載してください。</p>
<p>申込期間</p> <p>令和6年3月21日(木)から 5月31日(金)まで</p>	<p>公開プレゼンテーション</p> <p>令和6年6月28日(金) 13時30分より (詳細は1次審査結果を通知する際にお知らせします。)</p>
<p>富山県民ボランティア総合支援センターのホームページよりダウンロードできます。</p> <p>http://www.toyamav.net</p> 	



対象団体

- ・県内で活動するNPO法人又は5人以上のボランティア団体であること。
- ・定款や規約などを持ち、継続した公益的活動を行うことができる団体であること。
- ・非営利団体で、政治活動・宗教活動目的ではなく、暴力団との関係のない団体であること。

助成対象となる事業・活動

- ・地域などの課題を明確に示し、その課題の解決・緩和が可能な事業・活動であること。
- ・事業・活動は当センターが助成金交付申請書を受領した日以降から着手し、当該年度の3月末日までに終了すること。
- ・学生ボランティア以外の団体は本助成金を除く財源が確保されていること。
- ・地区住民の交流事業や親睦会的な事業・活動でないこと。

申請区分	対象事業・活動
新規・ チャレンジ支援型	NPO法人（設立年数を問わず）やボランティア団体等（3年以上継続）が新たに実施する事業・活動
改善・ リフレッシュ型	NPO法人・ボランティア団体等（いずれも3年以上継続）が、 <u>既存事業をより効果的に実施・定着できるように改善等を行う事業・活動</u>
若者・ チャレンジ支援型	<u>学生ボランティア団体（1年以上継続）が実施するボランティア意識の醸成に資する活動や自主的・継続的なボランティア活動の実践</u>

<その他>

- ・助成期間は同一事業・活動に対し、2年継続が可能です。学生ボランティア団体は、毎年度の審査を経て継続して助成を受けることができます。
- ・他団体からの助成金と当支援ファンド助成金を併用する場合、他団体の助成金が併用を可能としているのかを事前に確認してください。

事業計画書作成相談会

随時、ボランティア交流サロン(富山県総合福祉会館 3階)にて相談会を開催しますので、ご希望の方は事前に電話でご連絡ください。

申請方法

申請書類を1部当センターまで郵送、メールまたは持参してください。

様式等の詳細は、当センターのホームページをご覧ください。電話又はメールでお問合せください。

8時半～17時15分
(土・日・祝日休み)

〒930-0094 富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館3階
認定NPO法人 富山県民ボランティア総合支援センター

TEL 076-432-2987 FAX 076-432-2988

E-Mail info@toyamav.net URL <http://www.toyamav.net>

令和6年度富山県民NPO活動支援ファンド

助成金事業・活動募集について

富山県民ボランティア総合支援センターでは、県民の皆さんからの寄付金を原資とする活動支援ファンドにより、NPO法人・ボランティア団体等の地域課題の解決・緩和等のために実施する事業・活動に対して助成しています。

令和6年度は、「福祉、保健、医療」、「文化、芸術、生涯学習、スポーツ等」、「環境、国際交流、災害救援等」、「まちづくり、地域安全・振興」などの分野で、10件程度、総額約80万円の助成金に係る事業・活動を募集します。

また、令和6年度から新たにNPO活動への共感を得るための広報等の効率化、ネットワークの充実などを目的にデジタル技術を活用する環境整備に対しても助成します。

デジタル化に資する機器等の購入に対して、5件程度、総額約20万円の助成金に係る環境整備を募集します。

1 助成の対象団体等

次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 富山県内で活動するNPO法人又は5人以上のボランティア団体等（学生団体含む）
※「学生」とは、大学生（院生、短大生を含む。）、専門学校生、高等専門学校生、高校生を指します。複数の学生ボランティア団体で構成する団体も助成対象に含めます。
- (2) 定款や規約を持ち、決算・事業報告をし、継続した公益的活動を行うことができる団体
※ 学生ボランティア団体で規約等を持たない場合、所属校等から団体認定を受けてください。
- (3) 非営利団体で、政治活動、宗教活動目的ではなく、暴力団との関係のない団体

2 助成区分と対象法人、対象事業

	助成区分	助成対象法人・団体	助成対象事業	助成率	助成上限額
事業・活動支援	新規・チャレンジ型(*1)	設立後3年未満のNPO法人	定款で定める特定非営利活動事業で、新たに実施する事業・活動	2/3	20万円(*2)
		設立後3年以上継続して活動しているNPO法人・ボランティア団体等	新たに実施する公益的的事业・活動		
	改善・リフレッシュ型(*1)	設立後3年以上継続して活動しているNPO法人・ボランティア団体等	既存の事業をより効果的に実施又は定着する事業・活動		
	若者チャレンジ支援型	1年以上継続して活動を行っている学生団体	学生のボランティア意識の醸成や自主的かつ継続的な活動(*3)	10/10	5万円
環境整備支援	デジタル化支援型	NPO法人又は設立3年以上継続活動しているボランティア団体等	デジタル技術を活用するための機器の購入	4/5	5万円

- *1 新規・チャレンジ型、改善・リフレッシュ型は2年間継続助成できます。(審査は毎年度)
- *2 ボランティア団体等については、1/2の10万円を上限とします。
- *3 ゼミ等教育課程の一環として行われる事業・活動は除きます。

<その他留意事項>

- (1) 事業・活動支援に係る申請事業は、地域などの課題を明確に示し、その課題の解決・緩和が可能な事業・活動であること。
環境整備支援に係る申請事業は、デジタル化の必要性を示し、備品購入による広報等の効率化、ネットワークの充実などの期待できる効果を説明できること。
なお、助成金の交付決定の法人名や内容を当支援センターホームページで公表しますので、予めご了承ください。
- (2) 対象事業は助成金交付決定のあった年度内(3月末日まで)に終了すること。
- (3) 学生ボランティア団体以外の団体は、本助成金を除く財源が予め確保されていること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としない事業・活動であること。
- (5) 地区住民の交流行事や親睦会的な事業・活動でないこと。
- (6) その他活動支援ファンドの趣旨に合致する事業・活動であること。

3 助成対象経費

助成金交付の対象は、事業・活動の実施又は環境整備に要する次の経費です。

(1) 事業・活動に要する経費

臨時雇賃金、業務委託費、諸謝金、印刷製本費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、賃借料、その他支援センター理事長が必要と認めた経費

【助成対象から除外する経費】

- ・ NPO法人・団体等の運営・管理に使用する経費(事務所の賃借料、光熱水費等)
- ・ 常勤役員・職員に係る人件費(当該事業・活動に係る一時的なアルバイト賃金は可)
- ・ 慰労的な会合等に係る経費、又は、会議での1人当たり300円を超える茶菓代
- ・ 事業・活動費総額の2割を超える会議費
- ・ 備品購入(ただし、1個又は1組の取得額が2万円以上で、形状等が劣化しないもの)
- ・ 他法人・団体等の主催イベント等への参加負担金
- ・ その他助成することが適当でないと認められる経費

(2) 環境整備に要する経費

備品購入(ただし、1個又は1組の取得額が1万円以上で、形状等が劣化しないもの)、その他支援センター理事長が必要と認めた経費

◇助成対象となる経費・助成対象とならない経費の例◇

(1) 事業・活動に要する経費

経費項目	○=助成対象となる経費の例	×=助成対象とならない経費の例
臨時雇賃金	○アルバイト賃金(事業費の3割以内とする。)	
業務委託費	○イベント等の会場設営の業者委託等 ○チラシなどのデザイン料	}(事業費の2/3以内とする。)

諸謝金	○講師に対する講演・会議出席、活動協力への礼金 (1人1回5万円以内、かつ、事業費総額の1/2以内とする。) ×実施団体構成員の活動参加に伴う礼金等
印刷製本費	○会議・活動・募集の案内、パンフレット・ポスター等の印刷代や冊子作成費 (事業計画書に配付先を記載。印刷製本費は事業費総額の1/2以内とする。)
会議費	○打合せの会議室使用料や茶菓代等 ×1人300円を超える茶菓代(茶菓代は全体事業費の1割以内とする。)
旅費交通費	○講師等の交通費・宿泊費の実費等(県外打合せ経費は1人以内とする。) ○事業・活動への参加者の交通費 ・自家用車使用のガソリン代は単価37円(1km)×走行距離とし、使用簿を実績報告書に添付してください。 ・公共交通機関利用の場合は実費とし、一覧を実績報告書に添付してください。 ×イベント等参加者(≠活動者)の交通費等 ×日常業務で使用する車のガソリン代、公共交通機関運賃
通信運搬費	○募集案内、会議資料等を送付するための切手代や宅配便料等 ・切手、宅配便料等は、送付先・目的を実績報告書に記載 ×日常業務で使用する募集案内等送付用の切手代、宅配便料等
消耗品費	○文具、用紙等 ・事業期間に必要な購入量とし、受払簿を備え、実績報告書に添付 ×耐用年数2年超かつ取得額2万円超の消耗品費(パソコンなど)
賃借料	○イベント等事業に係る会議室、器具等の使用料や借上料 ×団体が自ら所有している施設、事務所及び土地の使用料

(2) 環境整備に要する経費

経費項目	○=助成対象となる経費の例 ×=助成対象とならない経費の例
備品購入	○タブレット、ウェブカメラ等 ×1個又は1組の取得額が1万円未満の機器

《助成金の算定方法》

- ・助成金の算定に当たって、助成金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てます。
- ・実施にあたり物品等の販売収入や参加者からの入場料、使用料等の収入が生じた場合は、助成金を再算定します。(結果的に助成金額が減額となる場合があります。)

4 申請方法

(1) 提出方法 次の書類各1部を当支援センターまで、郵送、メールまたは持参により、提出してください。

- ① 交付申請書(第1号様式)、
- ② 付属資料
 - ・ 定款、規約、会則等、
 - ・ 前事業年度の事業報告書及び決算書、
 - ・ 参考資料(会報など法人・団体の活動内容が分かるもの)

※ 提出された書類(写真、会報等含む)は返却しませんのでご注意ください。

(2) 申請受付期間 令和6年3月21日(木)～5月31日(金)

(3) 提出・問い合わせ先

〒930-0094 富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館3階
認定特定非営利活動法人 富山県民ボランティア総合支援センター

TEL 076-432-2987 FAX 076-432-2988
E-mail info@toyamav.net
要綱・要領・様式のダウンロード <http://www.toyamav.net/npo/fund.html>

5 審査・選考方法等

- (1) 審査・選考方法は、①書類選考による1次審査と、②一次審査を通過した事業を対象とした公開プレゼンテーションによる二次審査を実施します。

ただし、「若者チャレンジ支援型」及び「デジタル化支援型」は、一次・二次審査ともに書類選考のみとします。

公開プレゼンテーション：令和6年6月28日（金）午後1時30分より（予定）

（詳細は、1次審査結果を通知する際にお知らせします。）

- (2) 申請書には事業内容や見込まれる成果、目標値を具体的に分かりやすく、簡潔に記載願います。
(3) 1次審査、2次審査ともに審査結果は個別に通知します。

6 事業実施に当たっての留意点

- (1) 助成金の支払いは対象事業完了後ですが、概算でお支払いすることも可能です（学生ボランティア団体は助成額の全額、その他の団体は助成額の1/2以内）。

- (2) やむをえない事情等により、事業を中止又は大きく変更をする場合には、必ず事前に当支援センターにご連絡ください。

「大きく変更」＝実施内容の大きな変更、又は、全体事業費の50%以上増減

- (3) 対象事業の実施状況を確認するため、当支援センター職員が現地確認にお伺いする場合があります。

- (4) 対象事業の実施にあたり、チラシ、ポスター等で広報を行う場合は、「協賛 富山県民ボランティア総合支援センター」、又は、「富山県民NPO活動支援ファンド助成」の旨を記載してください。

- (5) 毎年度開催している「ボランティア・NPOフェスティバル」に、団体のPRを兼ねて是非参加してください（助成金の交付要件ではありません）。

7 対象事業終了後の実績報告等

- (1) 対象事業が終了してから30日以内に実施報告書及び添付書類（チラシ、写真、領収書^写等）を提出してください。

なお、対象事業に関する帳簿類は、提出の必要はありませんが、事業の翌年度以降7年間保存願います。

- (2) 実施報告書には、事業の効果を、主催者（実施した者）及び事業対象者それぞれの観点から記載いただきますので、事業実施に当たって留意ください。

- (3) 手続等について、随時、ボランティア交流サロン（富山県総合福祉会館3階）にて相談をお受けしますので、ご希望の方は事前に電話でご連絡ください。